

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 1 8 日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

横浜港で検疫中のクルーズ船の乗客の健康観察期間終了に伴う下船について
（周知依頼）

標記について、別添のプレスリリースのとおり、横浜港で検疫中のクルーズ船（ダイヤモンドプリンセス号）において「健康観察の開始から14日目となる2月19日までの間、発熱・呼吸器症状等の症状がなく経過し、ウイルス検査で『陰性』であることが確認された乗客」については、「新型コロナウイルスに感染しているおそれはないことが明らかである」旨が厚生労働省から示しております。

また、「クルーズ船から搬出される荷物」についても、「現在のところ、ウイルスが見つかった場所から積み出された物品との接触から人が新型コロナウイルスに感染したという疫学的情報はない。WHOも、一般的にコロナウイルスは、手紙や荷物のような物で長期間生き残ることができないとしている。」として安全性を示されております。

これについては、ダイヤモンドプリンセスから下船する乗客及び荷物の取扱について、公共交通事業者、貨物運送事業者、宿泊事業者等から不安の声があったことに応えるものであり、乗客及び荷物が潔白であることを厚生労働省において明確化されたものです。

また、別添のように下船者については、検疫官（医系技官）による健康チェックの後、「横浜検疫所長名の上陸許可書」（新型コロナウイルスにり患していない旨）が手交されますので、差別的な扱いがないよう、この旨を貴都道府県登録の旅行業者等及び旅行サービス手配業者へ周知をお願い申し上げます。

厚生労働省プレスリリース

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09577.html

報道関係者 各位

令和2年2月18日

【照会先】

厚生労働省

医薬・生活衛生局 検疫業務管理室

検疫業務管理室長 大重 修一（内線 2461）

室長 補佐 石田 恵一（内線 2463）

健康局 結核感染症課

課長 日下 英司（内線 2389）

課長 補佐 加藤 拓馬（内線 2373）

（代表電話）03(5253)1111

横浜港で検疫中のクルーズ船の乗客の 健康観察期間終了に伴う下船について

2月3日に横浜港に到着し、現在着岸検疫を実施中のクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」については、2月5日の朝以降、感染が拡大することのないよう乗客全員の自室での待機をお願いし、健康観察を行っております。これまで、横浜港到着時に乗船していた乗客のうち、入院加療が必要な方、新型コロナウイルスへの感染が確認された方、高齢の方、基礎疾患を有する方等を含む一部の乗客が、検疫法第5条第3号に基づき、緊急やむを得ないと認められ、検疫所長の許可を受け、下船したところです。

健康観察の開始から14日目となる2月19日までの間、発熱・呼吸器症状等の症状がなく経過し、ウイルス検査で『陰性』であることが確認された乗客については、WHOにおいて健康観察の対象とすべき期間が14日間とされていること等を踏まえ、新型コロナウイルスに感染しているおそれはないことが明らかであることから、2月19日、検疫法第5条第1号に基づき、検疫所長から順次上陸が許可され、下船し、日常の生活に戻ることができるものと考えています。

【参考】 検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）（抄）

（交通等の制限）

第 5 条 外国から来航した船舶又は外国から来航した航空機（以下「船舶等」という。）については、その長が検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、何人も、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機及び検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 検疫感染症の病原体に汚染していないことが明らかである旨の検疫所長の確認を受けて、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機及び検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出すとき。
- 二 （略）
- 三 緊急やむを得ないと認められる場合において、検疫所長の許可を受けたとき。

※クルーズ船から搬出される荷物の安全性について

現在のところ、ウイルスが見つかった場所から積み出された物品との接触から人が新型コロナウイルスに感染したという疫学的情報はありません。WHO も、一般的にコロナウイルスは、手紙や荷物のような物で長期間生き残ることができないとしています。

【WHO の情報】

<https://www.who.int/news-room/q-a-detail/q-a-coronaviruses>

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/advice-for-public>

【国立医薬品食品衛生研究所の情報】

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/microbial/2019-nCoVindex.html>

検疫法第5条第1号に基づく上陸許可について
Approval of Disembarkation
according to Article 5 (1) of the Quarantine Act of Japan

令和2年2月●●日 / February ●●th, 2020

(※整理番号 / ID)	
氏名 / Name	山田 太郎 (YAMADA TARO)
生年月日 / Date of Birth	〇〇/△△/19××
乗客名簿上の部屋番号 / Room number on the manifest	A〇〇〇
ウイルス検査結果判明日 / Date of virus test result reported	〇〇/△△/2020
検査結果 / Test result	陰性 / negative

上記の者は、2月3日に横浜港に寄港したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」において、新型コロナウイルスの感染者が確認された令和2年2月5日午前7時より自室で14日間の健康観察期間を経過し、ウイルス検査で陰性が確認されました。

また、下船時にも発熱等の症状がなかったことから、新型コロナウイルスに感染しているおそれがないことが明らかである旨の検疫所長の確認を受け、検疫法第5条第1号に基づき本邦に上陸を許可された者であることを証明します。

なお、上陸後は、日常の生活に戻ることができます。

This is to confirm that the person above has been kept under observation in his/her own cabin for 14 days from 7:00 am on February 5th, 2020 when the first case of infection of novel coronavirus (nCoV) was observed on the cruise ship Diamond Princess which had arrived at Yokohama Port on February 3rd, and has tested negative for the virus during the observation period.

Yokohama Quarantine Office hereby certifies that the person above has been permitted to disembark and enter Japan according to Article 5 (1) of the Quarantine Act of Japan as the Director of the Station has confirmed that the person above poses no risk of infection of nCoV, as the said person has also presented no symptoms including fever at the time of disembarkation.

横浜検疫所長 北澤 潤

Kitazawa Jun

Director, Yokohama Quarantine Station